

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年6月30日
【会社名】	浅香工業株式会社
【英訳名】	ASAKA INDUSTRIAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古賀 秀一郎
【本店の所在の場所】	堺市堺区海山町2丁117番地
【電話番号】	(072)229-5137
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部本部長 岡田 実
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区海山町2丁117番地
【電話番号】	(072)229-5137
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部本部長 岡田 実
【縦覧に供する場所】	浅香工業株式会社東京支店 (さいたま市南区文蔵4丁目11番5号) 浅香工業株式会社名古屋支店 (愛知県春日井市勝川新町3丁目4番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第113期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
配当財産の種類 金銭
配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金2円
配当総額 19,223,680円
剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件
株式併合を必要とする理由
売買単位（単元株式数）を1,000株から100株に変更することと併せて、当社株式を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として株式併合を実施する。
併合の割合
当社普通株式について、10株を1株に併合する。なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配する。
株式併合の効力発生日
平成29年10月1日
効力発生日における発行可能株式総数
400万株

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く）として、古賀秀一郎、岡田 実、山木信男、河本幸博、野村 剛、菅 浩範を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
補欠の監査等委員である取締役として、日潟一郎を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	7,282	1	-	(注)1	可決(96.6%)
第2号議案	7,280	3	-	(注)2	可決(96.6%)
第3号議案				(注)3	
古賀 秀一郎	7,277	6	-		可決(96.5%)
岡田 実	7,277	6	-		可決(96.5%)
山木 信男	7,277	6	-		可決(96.5%)
河本 幸博	7,277	6	-		可決(96.5%)
野村 剛	7,277	6	-		可決(96.5%)
菅 浩範	7,277	6	-		可決(96.5%)
第4号議案				(注)3	
日潟 一郎	7,281	2	-		可決(96.6%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上